



# 第 1 回小美玉市自治基本条例策定委員会



平成18年10月13日(金)午後7時30分～  
小美玉市役所2階 第2・3会議室

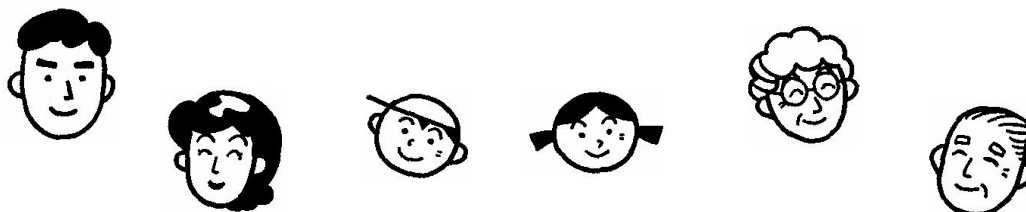


## ～ プログラム ～

### 開 会

1. 委嘱状の交付
2. 市長あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 小美玉市自治基本条例策定委員会設置要綱の確認
5. 委員長及び副委員長の選出
6. (仮称)小美玉市自治基本条例の策定について
7. 策定委員会を進めるにあたって
8. 次回策定委員会の開催等について
9. その他

### 閉 会



## 小美玉市自治基本条例策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

## 識見を有する者

	役職	氏名	性別	備考
1	小美玉市議会議長	イジマ トシム 飯島 利武	男	
2	小美玉市議会副議長	ササメ ミサオ 笹目 操	男	
3	(社)日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会副会長	ヤマニシ コウイチロウ 山西 弘一郎	男	
4	筑波大学名誉教授	タカノ ツネオ 高野 恒雄	男	
5	前玉里村教育委員会委員長	カイヅカ ヒロシ 貝塚 洋	男	

## 各種団体から推薦を受けた者

	役職	氏名	性別	備考
6	小美玉市コミュニティ連絡会会長	フジエダ シンヒロ 藤枝 義博	男	
7	小美玉市区長会会長	カタタ トモヒロ 片田 友宏	男	
8	小美玉市区長会副会長	クボタ ユウコウ 久保田 雄候	男	
9	小美玉市区長会副会長	ミドリカワ タオ 緑川 忠雄	男	
10	小美玉市区長会副会長	キクチ カズオ 菊地 和夫	男	
11	小美玉市PTA連絡協議会会長	ハルタ ヒデアキ 春田 英昭	男	
12	美野里地区企業連絡会	ナメカワ トシアキ 滑川 敏明	男	
13	玉里工業団地連絡協議会	タカギ トヨホ 高木 豊穂	男	
14	小美玉市女性会連絡協議会会長	ヌマタ マサ 沼田 マサ	女	

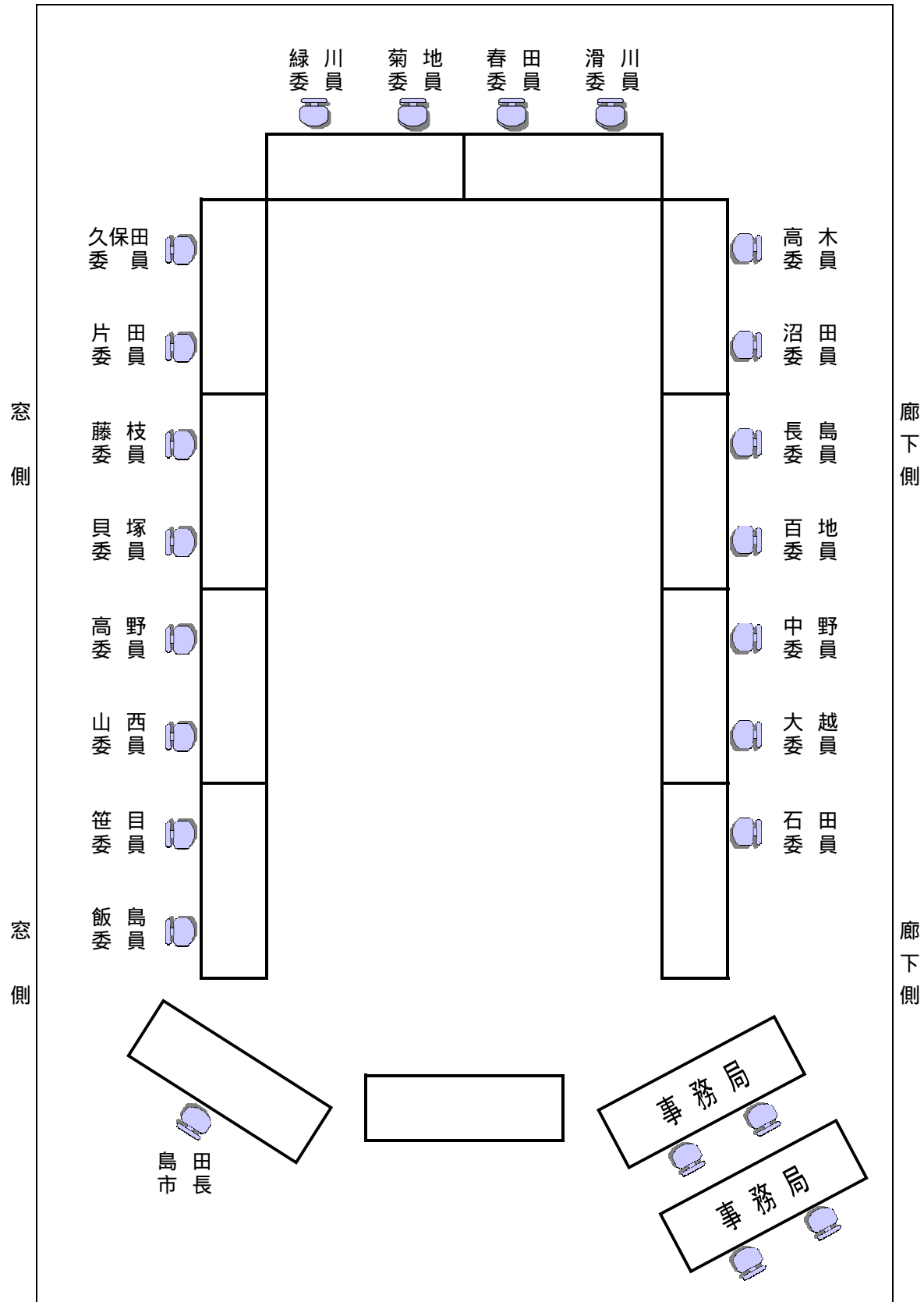
## 市民

	役職	氏名	性別	備考
15	ふるさと塾	ナガシマ クンベエ 長島 勲兵衛	男	
16	ふるさと塾・市政モニター	モモジ エイコ 百地 榮子	女	
17	ふるさと塾・市政モニター	ナカノ トシオ 中野 敏雄	男	
18	市政モニター	オオコン カズコ 大越 和子	女	
19	市政モニター	イシダ エツコ 石田 悦子	女	

第1回小美玉市自治基本条例策定委員会席次

平成18年10月13日(金) 19:30~

小美玉市役所 本庁舎 第2、3会議室



## 別紙6

自治基本条例策定に当たって、決めるべき事項

会議を公開にするか非公開にするか。公開にする場合、要領等を作成するか。

傍聴者は何名までにするか。傍聴に関する要領等を作成するか。

会議資料及び議事録等の情報公開はどうするのか。また、HPに掲載するか。するのならどこまで掲載するか。(資料、議事録、発言者の名前の公表等)

### 小美玉市自治基本条例策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、分権時代にふさわしい小美玉市の自治の確立を目指し、その基本原則となる「(仮称)小美玉市自治基本条例」について検討するため、小美玉市自治基本条例策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 条例に関する事項について調査、研究及び検討を行うとともに、条例素案を作成し、市長に提言する。

2 提言にあたっては、推進会議及びワーキングチームの意見を踏まえるとともに、十分に連携をとりながら行うものとする。

#### (組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 5人以内
- (2) 各種団体から推薦を受けた者 10人以内
- (3) 市民 5人以内

#### (任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱のときから市長に対し提言が完了するまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員長は、策定委員会の会議を招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

## 資料2

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月13日から実施し、条例が公布された日をもってその効力を失う。
- 2 策定委員会の最初に開催される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

## (仮称)小美玉市自治基本条例の策定について

### 1. 自治基本条例とは

自分たちのまち(地域社会)をどのように築いていくかなどの基本ルールを文章化したもので、たとえば、学校や会社には規則が、社会には道徳や社会規範、そして法律がというように、それぞれの社会を円滑に動かし、発展させていくため、お互いに守るルールがある。

自治基本条例は、小美玉市という単位で物事を考えたり、決めたりする場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかを定める自治の基本ルールであり、「自治体の憲法」「条例の中の条例」とも言われている。

地域の課題は地域で解決していくことを原則に、自治の主役である市民の権利と義務、市民から信託を受けた市長と市議会の責務と役割を明らかにし、参画と協働を柱とする自治の理念と仕組みを定めるものである。

### 2. 背景

今、全国各地の自治体で、自治基本条例を制定する動きが広がっている。こうした動きを押し進めている背景には、大きく三つの要因が考えられる。

#### (1) 社会環境的要因の変化

少子高齢化、人口減少、経済活動のグローバル化など自治体を巡る情勢は大きく変貌している。いかなる時代にあっても、市民が住み続けられる自主自立のまちが求められており、自治の基本事項を条例でわかりやすく定める必要がある。

#### (2) 地方分権

平成12年に地方分権一括法が施行され、地方自治体の位置づけが、それまでの国の下請け機動的なものから、国と対等な「地方の政府」へと大きく変化した。自主的に自らの地域のことを自ら決定し、行動することが求められるようになり、地方自治体の役割と責任が増大した。自立した自治体として、市民と行政が協働でまちづくりをすすめるためには、自治の基本事項を条例でわかりやすく定める必要がある。

#### (3) 合併

小美玉市は、平成18年3月27日に3町村が合併し、面積140.21km<sup>2</sup>、人口約53,000人の市としてスタートした。合併前は、それぞれ自治の実情が異なっており、合併後、一体となって力強く新市をつくりあげていくためには、“自治”について共通の認識・ルールをつくり、意識合わせをすることが不可欠であり、自治の基本事項を条例でわかりやすく定める必要がある。

小美玉市も、上記のことから、新たな決めごととして「自治基本条例」を策定していく必要があると考え、「自己決定・自己責任の時代にふさわしい自治」を模索するひとつの象徴的な取り組みとして、自治基本条例づくりに取り組む。

## 資料3

なお、自治基本条例づくりは行政主導ではなく、市民が自ら自治の基本ルールを討議し定める取り組みとして進められることが重要で、そのように配慮していく必要がある。

### 3. 条例づくりの進め方

#### (1) 手法

自治基本条例は市民がつくるという原則のもと、市の体制の外にある「策定委員会」が案を作成する。市は、このための契機をつくり、設立される「策定委員会」の活動に対して支援をする。「策定委員会」そのものの規模については、組織としての活動のしやすさといったことから一定の限界はあるが、タウンミーティングやパブリックコメントを実施することにより、より多くの市民が検討に携われるよう工夫する。

#### (2) 日程【別紙1】

自治基本条例の策定は、小美玉市総合計画の策定に合わせ、平成20年4月に施行できるように検討を進める。

#### (3) 体制【別紙2】

所管としては市長公室企画調整課が担当するが、市民で組織する「自治基本条例策定委員会」のほかに、市で組織する「自治基本条例推進会議」及び「自治基本条例ワーキングチーム」を組織して、一定のサポートをする。

#### 自治基本条例策定委員会

識見を有する者5人以内、各種団体から推薦を受けた者10人以内、市民5人以内で構成し、自治基本条例をどのようなものにすればよいか、会議を開催して検討する。

委員の任期は、委員委嘱のときから市長に対し提言が完了するまでとする。

会議の開催は、月1回程度を考えている。

報酬は、無報酬とする。

#### 自治基本条例推進会議【別紙3】

市の内部組織として、助役、教育長、部長級の職員等19人で構成し、策定委員会で議論された内容や、自治基本条例そのものに対する行政の考え方をまとめて、策定委員会に提出したり、自治基本条例の趣旨などを庁内に啓発・普及させる役割を担う。

#### 自治基本条例ワーキングチーム【別紙4】

係長級の職員等7人で構成し、具体的な案件に対して検討し、自治基本条例推進会議や自治基本条例策定委員会に提出する。

### 4. パブリックコメントの実施について(案)【別紙5】

今後、具体的な内容についても、市広報やホームページ等で広く情報を提供していきたいと考えているが、広く市民のみなさんの意見を聴くため、政策、施策を決定しようとする過程で広く一般から意見を募集し、政策、施策に反映するとともに、応募のあつ



た意見に対して公表する「パブリックコメント方式」で意見を募集する。

(例)

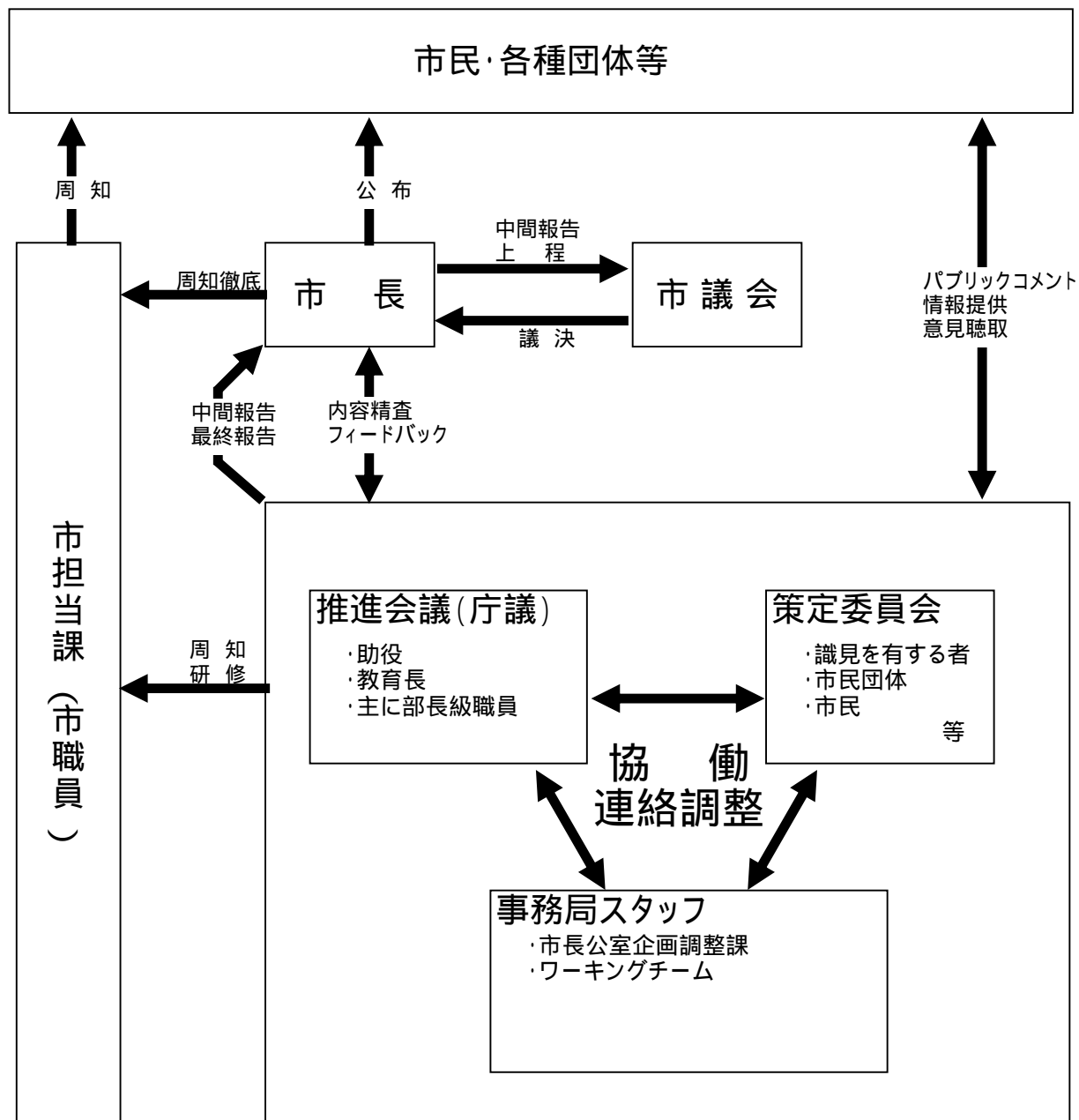
	コメント	回 答
1	パブリックコメントの規定に「市民の意見を尊重し」を入れるべき。	条例要綱案に寄せられた意見を踏まえ、条例検討試案及び条例案では「市民の意見を反映させるために」との規定を追加しています。
2	「効率」について、行政サービスは効率で図ることができないことが多いことから、削除するべき。	地方自治法でも「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、…最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めており、同様の趣旨で、効率的な行政運営は必要と考えます。

## 「(仮称)小美玉市自治基本条例」策定フロー図

日程	市	委員会
H18.8月上旬	自治基本条例施行に向け、庁議に提案	
	庁内体制及び策定委員会素案の確定	
	事務局会議	
H18.10中旬	策定委員会の発足	
	広報紙・HP等による周知	
H18.10～H18.11	市政・自治基本条例に関する基礎的研究	
	市民アンケートの実施(総合計画策定のアンケートと同時実施)	
	条例素案に関する検討	
H19.3	市民フォーラム(講演会)の開催(総合計画の公演と同時開催)	
H19.5月上旬		第1次素案の取りまとめ
H19.5月中旬	自治基本条例パブリックコメント実施要綱の確定	第1次素案の市長提出
H19.5月下旬	パブリックコメントの実施	
H19.6月上旬	パブリックコメントに関する検討	
H19.6月上旬	第1回素案の議会報告	
H19.7月上旬	タウンミーティングの開催	
H19.6～H19.10	条例及び関連条例の素案に関する検討	
H19.10下旬		最終素案の市長提出
H19.11月上旬	条例及び関連条例を議会に提案	
H19.12月上旬	条例案の決定	
H20.1～H20.3	広報誌・HP等による周知	
H20.4.1	小美玉市自治基本条例施行	

例えば  
「意見聴取の手続きに関する条例」  
「付属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例」  
「付属機関等の委員の公募に関する条例」 「行政評価条例」 など

「(仮称)小美玉市自治基本条例」策定体制図



## 小美玉市自治基本条例推進会議

	役 職	氏 名	性 別	備 考
1	助役	ツルマチ カズオ 鶴町 和夫	男	会長
2	教育長	シノハラ シンイチ 三輪 義治	男	副会長
3	市長公室長	オオエダ トシオ 大枝 俊夫	男	
4	総務部長	カナヤ マサアキ 金谷 正明	男	
5	市民生活部長	オオヤマ ススム 大山 進	男	
6	保健福祉部長	ゴウ カズヒロ 後藤 一廣	男	
7	産業経済部長	シマダ ヒサン 島田 久	男	
8	都市建設部長	イノ シンヤ 伊野 美也	男	
9	小川総合支所長	スズキ トシオ 鈴木 敏夫	男	
10	玉里総合市所長	スザキ コウイチ 須崎 孝一	男	
11	教育次長	シゲフジ ツトム 重藤 勤	男	
12	議会事務局長	ハセガワ アキオ 長谷川 明夫	男	
13	水道局長	キクタ ゲンイチロウ 菊田 源一郎	男	
14	消防長	ヤジマ カズ 谷島 和	男	
15	社会福祉協議会事務局長	ヌマタ カズミ 沼田 和美	男	
16	国保中央病院事務局長	イシハシ シンイチ 石橋 新一	男	
17	監査委員事務局長	アサノ キヨシ 浅野 清	男	
18	農業委員会事務局長	アサノ カズオ 浅野 和男	男	
19	会計課長	コグチ シゲヒサ 小口 恵久	男	

## 小美玉市自治基本条例ワーキングチーム

別紙4

	役 職	氏 名	性 別	備 考
1	総務部総務課文書法制係長	ナカムラ ヒトシ 中村 均	男	法制
2	総務部財政課財政係長	マスタ アキヒコ 井田 昭彦	男	財政
3	議会事務局庶務係長	オニザワ キミエ 鬼沢 君江	女	議会
4	市長公室秘書広聴課市民相談係長	イガリ コウジ 猪狩 光治	男	広聴
5	市長公室地域振興課地域振興係長	オオタ ツトム 太田 勉	男	コミュニティ
6	市長公室企画調整課企画係長	カナヤ カズイチ 金谷 和一	男	政策立案
7	市長公室企画調整課男女共同参画係長	サカモト キヌエ 坂本 絹江	女	男女共同参画

### (仮称)小美玉市自治基本条例パブリックコメント実施要綱(案)

#### (目的)

第1条 この要綱は、小美玉市が(仮称)小美玉市自治基本条例案(以下「条例案」という。)を策定するに伴い、広く市民等に情報提供し、その意見を反映するためのパブリックコメント手続を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において「市民等」とは、本市の区域内に住所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

#### (パブリックコメント手続)

第3条 市長は、条例案を策定するに伴い、広く市民等の意見を募集するためパブリックコメント手続を実施するものとする。

- 2 市長は、前項の手続を行った上でなければ条例案を策定することができない。
- 3 意見の募集は、募集期間、方法等についてホームページ等により広く周知する。
- 4 意見の募集は、1回以上実施する。

#### (条例案等の公表)

第4条 条例案等の公表は、当該案等を示すほか、その案等の趣旨、目的及び背景を記した資料その他内容を理解する上で必要な資料を市のホームページへ掲載するとともに、所管課及び各総合支所へ備え付けることにより行う。

#### (意見の提出方法)

第5条 意見の提出方法は、郵便、ファックス、電子メールその他市民等の意見が文書又は電子的記録として残るものに限る。

- 2 条例の案等に対する意見として受け付けることができるものは、意見を提出しようとする者の氏名又は名称及び連絡先が明記されているものに限る。

#### (個人情報の保護)

第6条 前条第2項により提出者に明示させた氏名又は名称及び連絡先その他の個人情報を小美玉市個人情報保護条例(平成18年小美玉市条例第11号)の趣旨にのっとり、適切に管理しなければならない。

#### (意見及び回答の公表)

第7条 市長は、第5条により提出された意見について、その内容を十分に検討し、必要に応じ、条例案等を修正する。

## 別紙5

- 2 市長は、一定の期間内に提出された意見の概要による修正、これらに対する市の考え方及び条例案等が修正された時は、当該修正案を公表する。
- 3 前項の公表の方法は、第4条の規定を準用する。
- 4 市長は、提出された意見に、特定の個人又は法人その他の団体の権利利益を害するおそれがある情報その他公表することが不相当と判断される事項が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(庶務)

第8条 パブリックコメント手続の庶務は、市長公室企画調整課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、(仮称)小美玉市自治基本条例を公布した日に、その効力を失う。